



発行 新潟県

**第 15 号**

平成30年2月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 163 災害救助法による救助の実施（防災企画課）
- 164 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 165 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 166 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 167 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 168 平成29年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 169 都市公園の区域変更と供用開始（都市整備課）

教育委員会告示

- 1 新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部改正（義務教育課）



◎新潟県告示第163号

平成29年度豪雪に関し、平成30年2月14日から長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市及び阿賀町の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法13条第1項の規定により、同法第7条から第10条までに規定する事務を、長岡市長、小千谷市長、十日町市長、魚沼市長及び阿賀町長が行うこととする。

平成30年2月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第164号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年2月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 新潟労災病院
- 2 所 在 地 上越市東雲町1丁目7番12号
- 3 有効期間 平成30年3月24日から  
平成33年3月23日まで

◎新潟県告示第165号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年2月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 上越総合病院
- 2 所 在 地 上越市大通福田616番地
- 3 有効期間 平成30年4月1日から  
平成33年3月31日まで

◎新潟県告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年2月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
中山	農業用道路整備（一般農道整備）事業	糸魚川市	平成30年1月29日

◎新潟県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成30年2月23日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 交換分合を行う者の名称  
胎内川沿岸土地改良区
- 2 地区名  
苔実地区
- 3 認可年月日  
平成30年2月15日
- 4 処分の取消しの訴えについて
  - (1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
  - (2) なお、正当な理由があるときは、上記(1)の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第168号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画（平成29年8月29日新潟県告示第990号）を次のとおり変更する。

平成30年2月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-18計画区・第03-26-1計画区・第09-16-1計画区及び第14-17-1計画区	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
新発田市	新発田市の第3計画区・第4計画区及び第5計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第26計画区・第28計画区及び第29計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第12計画区・市街第13計画区・市街第14計画区及び市街第15計画区	〃
見附市	見附市の第6計画区・第7計画区及び第8計画区	〃
村上市	村上市の朝第33-2計画区・朝第34計画区・朝第35計画区及び神第33計画区	〃

燕市	燕市の第41計画区及び第42計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第22計画区・第23計画区・第24計画区及び第25計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第37-1計画区及び第37-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第50計画区・第51計画区・第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第53-1計画区・第57-1-1計画区・第53-2計画区・第57-1-2計画区・第37-1計画区・第57-2計画区・第54-1計画区・第56計画区・第37-2計画区・第37-3計画区及び第39-1計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第8-2計画区・第9-1計画区・第9-2計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第46計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第37計画区・第38計画区及び第39計画区	〃
田上町	田上町の第4計画区及び第5計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第5-1計画区・第6-1計画区・第5-2計画区・第6-2計画区・第7計画区及び第8計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第三計画区及び第四計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第105-1計画区・第105-2計画区・第107-1計画区及び第107-2計画区	〃
津南町	津南町の第2計画区及び第3計画区	〃

刈羽村	刈羽村の第13-2計画区及び第13-3計画区	”
関川村	関川村の第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区・第15-2計画区・第16計画区・第17計画区・第18計画区及び第19計画区	”

## ◎新潟県告示第169号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成30年2月23日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 都市公園の名称

新潟県立大潟水と森公園

## 2 都市公園の位置

上越市大潟区潟町字丸山、字堀田、字巻、字小苗田林、字宮ノ外、字新田、字表新田及び字屋敷割、字中谷内、雁子浜字中谷内及び字清水割、三立会字砂田及び内楨、土底浜字古新田及び四ツ屋浜字古新田、九戸浜字中谷内並びに岩野古新田字鶴ノ池の一部

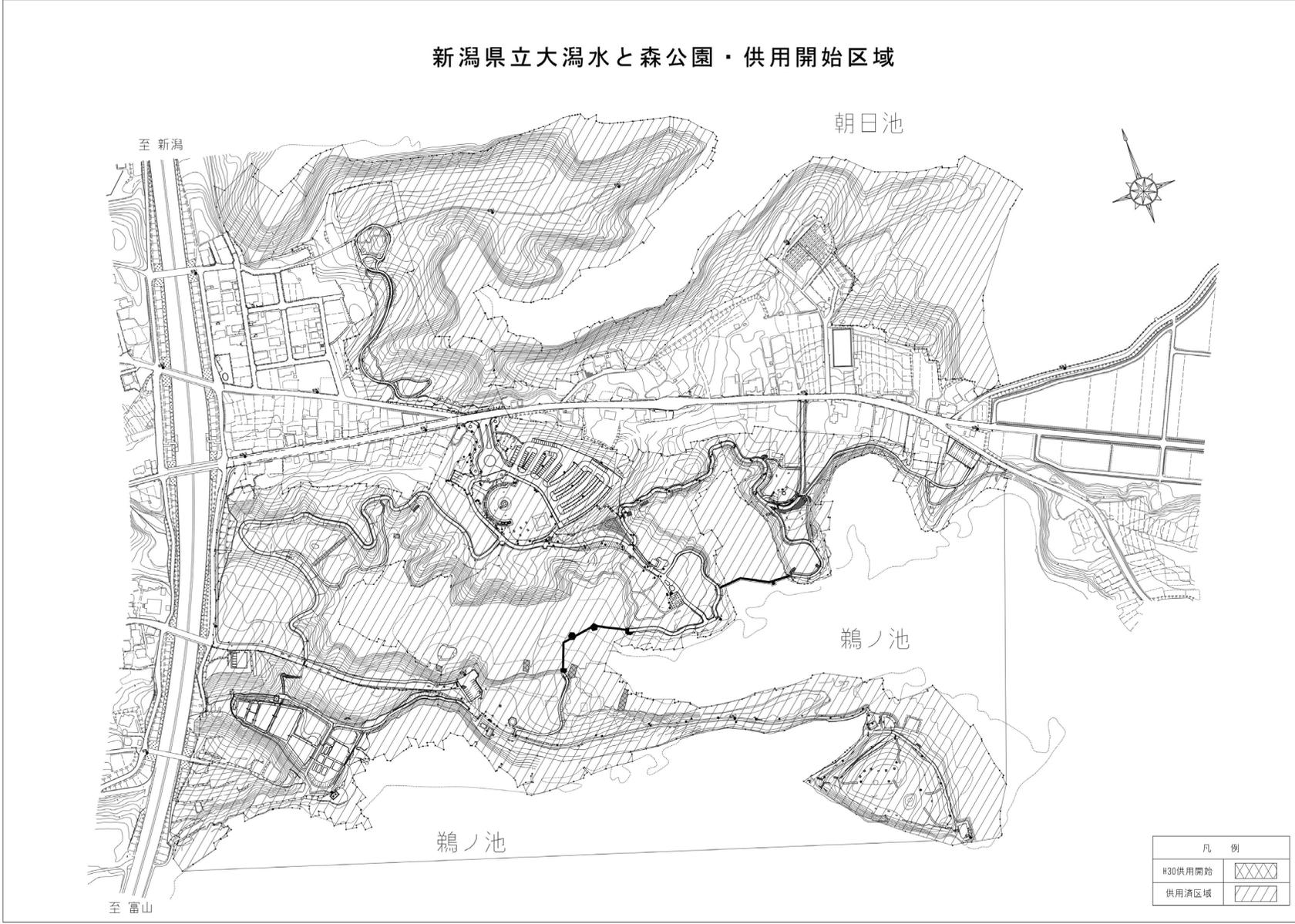
## 3 変更に係る都市公園の区域

上越市大潟区大字九戸雁子上下浜立会字堀田、字砂田の一部（別紙図面のとおり）

## 4 変更に係る区域の供用開始の期日

平成30年4月1日

### 新潟県立大潟水と森公園・供用開始区域



教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第1号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月23日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 在勤 栄養教諭、学校栄養職員を共同調理場に勤務させることをいう。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p><b>第23条</b> 第3条第3号から第22号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</p> <p><u>ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u></p> <p>(別記様式)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p><b>第23条</b> 第3条第3号から第21号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</p> <p>(別記様式)</p>

辞令書	辞令書
(略)	(略)
辞令書記入要領	辞令書記入要領
I (氏名) 欄の記入 第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。	I (氏名) 欄の記入 第3条第3号から第21号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。
II (略)	II (略)
III (発令事項) 欄の記入 第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、 <u>在勤</u> の順に、次例により記入する。	III (発令事項) 欄の記入 第3条第3号から第21号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務の順に、次例により記入する。
1 採用 (1)～(4) (略) (5) 教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭の場合 (市町村)公立学校教員に採用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる <u>((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</u>	1 採用 (1)～(4) (略) (5) 教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭の場合 (市町村)公立学校教員に採用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(○○小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
注 特別支援学校の場合 校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。 (6)・(7) (略)	注 特別支援学校の場合 校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。 (6)・(7) (略)
2 兼職 (1) 兼ねて(市町村)立○○学校(職名)に補する (2) (市町村)立○○学校(職名)の兼職を免ずる	2 兼職 (1) 兼ねて(市町村)立○○学校(職名)に補する。 (2) (市町村)立○○学校(職名)の兼職を免ずる。
3 兼務 (1)・(2) (略) (3) 兼務を解除する場合 (市町村)立(○○小・中・義務教育・特別支援)学校(長)兼務を免ずる ただし、本務職の異動があつた場合は、兼務は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。	3 兼務 (1)・(2) (略) <u>注 兼務を解除する場合は次による。</u> (市町村)立(○○小・中・義務教育・特別支援)学校(長)兼務を免ずる ただし、本務職の異動があつた場合は、兼務は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。
4 在勤 (1) <u>(市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる</u> (2) <u>(市町村)立(共同調理場)在勤を免ずる</u> <u>ただし、本務職の異動があつた場合は、在勤は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。</u>	
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)
7 (略)	6 (略)
8 (略)	7 (略)
9 降任	8 降任

(1) (教諭・養護教諭・栄養教諭)に降任する教育職(二)2級に決定する  
 ○号給を給する  
 ((市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)  
((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

(2) (略)

(3) (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 再任用

(1) (略)

(2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合  
 (市町村)公立学校教員に再任用する  
 (職名)に補する  
 教育職(二)2級に決定する  
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる  
((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)  
 平成 年 月 日から  
 期間  
 平成 年 月 日まで

注 特別支援学校の場合  
 校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合  
 (市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する  
 (職名)に補する  
 学校栄養職○級に決定する  
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる  
((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)  
 平成 年 月 日から  
 期間  
 平成 年 月 日まで

(4)~(6) (略)

IV (略)

(1) (教諭・養護教諭・栄養教諭)に降任する教育職(二)2級に決定する  
 ○号給を給する  
 ((市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)

(2) (略)

(3) (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 再任用

(1) (略)

(2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合  
 (市町村)公立学校教員に再任用する  
 (職名)に補する  
 教育職(二)2級に決定する  
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる  
 平成 年 月 日から  
 期間  
 平成 年 月 日まで

注 特別支援学校の場合  
 校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合  
 (市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する  
 (職名)に補する  
 学校栄養職○級に決定する  
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる  
 平成 年 月 日から  
 期間  
 平成 年 月 日まで

(4)~(6) (略)

IV (略)